

# 定期利用保育のご案内【私立認可保育園】

- 定期利用保育は、実施園の自主的な事業であるため、保育時間・保育料等の利用条件や入園の決定方法が通常の保育と異なります。また、申込の期間・場所等が定められていますので、以下の事項をよくご覧のうえお申込みくださるようお願いいたします（利用を希望されない場合は、手続き等は不要です）。

## 定期利用保育の概要

- \* 定期利用保育は、保育園の入園児童数等の状況に応じて施設の使い方を工夫し、臨時に児童を受入れるものです。  
\* 児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び定期利用保育事業補助要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

- 1 実施する保育園と受入児童数（**空き状況については4ページ「■空き情報の公開について」をご覧ください。**）  
次の私立認可保育園で実施します（私立認可保育園の運営事業者が事業の実施主体となります）。

	実施保育園	所在地	問い合わせ先	定員数※			運営事業者
				1歳	2歳	3歳	
1	野沢そらの木保育園	野沢 2-9-14	03-6413-8595	-	3	-	(福)相愛会
2	梅丘なごみ保育園	梅丘 2-11-9	03-5779-7534	-	-	3	(福)なごみ福祉会
3	梅丘至誠保育園	松原 6-6-9	03-6413-9171	-	-	1	(福)至誠学舎立川
4	おおわだ保育園世田谷豪徳寺	赤堤 2-15-14	03-6265-7556	-	-	1	(福)友愛福祉会
5	下北沢そらいろ保育園	代田 5-31-20	03-5432-9760	2	-	2	(福)幌北学園
6	あそびの森ゆう	梅丘 1-31-36	03-6413-1222	2	2	-	(福)若竹会
7	用賀なのはな保育園深沢分園	新町 1-3-31	03-5426-4100	3	-	-	(福)世田谷共育舎
8	ニチイキッズ深沢坂上保育園	深沢 5-23-15	03-5758-1088	1	-	-	(株)ニチイ学館
9	東玉川善隣保育園	東玉川 2-35-16	03-6425-7276	-	-	2	(福)善隣福祉会
10	大蔵ふたば保育園	大蔵 3-1-20	03-3415-1298	-	1	-	(福)けやき福祉会
11	成育しせい保育園	大蔵 2-10-18	03-5727-2252	1	-	1	(福)至誠学舎立川
12	生活クラブ保育園ぼむ・砧分園	砧 4-38-4	03-5727-0637	1	-	-	生活クラブ(生協)
13	YMCA保育園ねがい	船橋 6-26-5	03-5317-9105	1	-	-	(公)東京YMCA
14	せたがや小鳥の森保育園	北烏山 8-9-13	03-5315-5041	1	-	-	(福)みたか小鳥の森福祉会
15	烏山翼保育園	北烏山 1-28-3	03-3307-5551	1	2	-	(福)厚生館福祉会
16	上北沢こぐま保育園	上北沢 1-32-10	03-5357-8531	2	4	1	(福)多摩福祉会
17	いずみの園保育園	上北沢 4-19-2	03-5316-6605	-	-	1	(福)雲柱社
18	えにつくす八幡山保育園	八幡山 3-21-15	03-5357-8499	1	1	-	(特非)子育て支援ひまわり
19	ラフ・クルー烏山保育園	南烏山 6-37-4	03-6909-0440	1	-	-	(株)コミュニティハウス
20	ラフ・クルー烏山保育園分園	南烏山 6-38-9	03-6279-6106	2	2	-	(株)コミュニティハウス

### ※1 受入児童数について

- ① 「1歳」は令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの児童、「2歳」は令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれの児童、「3歳」は令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの児童  
② 申込みの状況等により、受入児童数の年齢別内訳は変更となる場合があります。

### ※2 利用対象者（利用のお申込みができる方） 次の①～③の要件を全て満たす方が利用できます

- ① **世田谷区在住**で、集団保育が可能な児童であること  
② 保護者が利用開始月に就労しており、**保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して**当該児童を保育することができない場合であること（育児休業取得中の方は、利用開始月の月末までに復職していること。また、今後、育児休業を取得する場合は、退園していただきます。）  
③ 施設型給付対象施設または地域型保育事業への**入園が待機となった**児童であること

【注意】利用開始後に施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が内定した場合、入園月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。内定を辞退した場合も引き続いての利用はできません。

### 3 利用できる期間

利用できる期間は**令和7年3月31日まで**となります。

(令和7年3月31日で終了し、**利用の更新はありません**) ※3ページ「利用方法等」もご覧ください。

### 4 食事

食事は保育園で用意します。アレルギーの対応が必要なお子さんは、代替食または除去食を用意します(アレルギー対応が必要な場合は、診断書等の提出をお願いする場合があります)。

### 5 保育日

保育園の開園日【祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く月～土曜日】

### 6 利用可能な時間

午前7時15分から午後6時15分まで

### 7 利用料と保育時間

①利用料は契約した利用区分に応じた月額制となります(利用料には原則として給食費等の保育に必要な費用が含まれます)。

②1日の保育時間は、契約した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。

利用料(月額)

利用区分	1・2歳児	3歳児
短時間利用(利用時間が4時間以内の場合)	22,000円	14,500円
基本利用(利用時間が4時間を超え8時間以内の場合)	44,000円	29,500円
長時間利用(利用時間が8時間を超え11時間以内の場合)	50,000円	40,500円

### 8 他の保育との同時利用

保育室・保育ママ・認証保育所との**同時利用はできません**。

### 9 定期利用保育の保育料に対する補助について

以下に該当する方は、保育料に対する補助金の対象となります。

利用料をお支払いいただいた上で、3か月ごとに区に対して請求手続きをしていただきます。

「7 利用料」のうち、**保育料のみが補助対象**となります。

区からの保育の必要性認定をお持ちの期間が補助対象となりますので、認定切れにご注意ください。

クラス年齢	住民税	子どもの順番	補助上限額 ※1	要件 ※2
1～2歳児 クラス	課税世帯	第2子以降のみ	42,000円	保育の必要性 認定が必要
	非課税世帯	第何子でも可		
3歳児クラス	課税・非課税	第何子でも可	37,000円	

※1 補助対象となるのは月額保育料のみです。食材料費、おむつ等に要する実費負担額(特定費用)は補助対象外です。

※2 保育の必要性の認定を受けている期間が対象です。認定切れとなった日の翌月からは補助対象外となります。

申請にあたっては、以下の書類が必要となります。

①**施設等利用費請求書** ②**領収書兼提供証明書(保育施設が発行)のコピー**

※②の書類が必要な場合は、申込みした保育施設へお申し出ください。

## 補助金の詳細はこちら

ホームページ検索欄から見る

～スマートフォン版～ 情報を探す

二次元コードから見る

～パソコン版～

キーワードで探す ! 検索の注意

🔍 204256 検索

🔍 204256 検索



### 1 必要書類・申込方法

- (1) 入園待機通知書に申込書及び利用のご案内を同封します。案内に従って申込書に必要事項をご記入の上 **表面1の実施保育園へ直接ご持参ください**。(郵送不可)  
※申込書は原則年1回のみの発行となり、令和7年3月31日まで有効です。
- (2) **お申込みは児童1名につき1園に**限ります。(複数園へ申し込まれた場合は、いずれの申込みも無効となります)  
※申込み園を**変更する場合は**、申込書を提出している保育園から**申込書を返却してもらい**、申込みし直してください。

### 2 受付期間

令和6年4月1日(月)～原則として**利用開始希望月の前月20日まで**(土曜日・閉園日を除く)。  
午前9時～午後5時(すべての園で共通)

### 3 受付時間 午前9時～午後5時

### 4 面談・健康診断

- (1) 利用内定となった方は、園の指定する時期までに必ず保護者・児童の面談をしていただきます(利用条件の確認のほか、集団保育が可能であることなどを面談で確認させていただきます)。
- (2) 面談の日時は、園から内定連絡の際にお知らせいたします。また、併せて「児童票」の記入や健康診断の受診(必要に応じてアレルギー診断書等の提出)をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 5 利用者の決定

利用は**申込み順**となります。空きがない場合は申込み順にキャンセル待ちとなります。

#### ■利用条件の詳細について

- \* 定期利用保育の利用にあたっては、保育園の運営事業者と利用契約を締結していただきます。
- \* 利用条件は各事業者が定めています。利用内定時の面談の際に、利用条件の詳細について十分に事業者(保育園)とお話し合いいただき、内容をよくご理解いただいたうえでご契約ください。
- \* 1・2ページに記載するほか、「保育時間と利用区分」「利用料」「契約の解除」「利用区分の変更」等に関する主な条件は、原則として次のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。

### 1 保育時間と利用区分

- (1) 1日の保育時間は、契約した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。
- (2) 契約した利用区分に定める利用時間を超えて保育を必要とする場合は、**新たな利用契約(以下、「変更契約」といいます。)**を事業者と締結していただきます。

### 2 利用料

- (1) 利用料月額を除くほか、特別に費用が発生したときは、実費相当分の費用を請求する場合があります。
- (2) 利用料は毎月1日から末日までを単位とする月額制とし、各月の利用料の利用区分は、各月の1日現在の契約に基づき適用されます。
- (3) 各月の利用料の納入は、各月の前月20日が期限となります。
- (4) 各月の利用料等は、事業者が指定する方法でお支払いいただきます。
- (5) 契約期間中は保育を利用しない月についても、適用される利用区分に従い、利用料をお支払いいただきます。

### 3 契約の解除

- (1) 契約を解除する場合は、利用の最終日の属する月の25日までに事業者へ書面にて申し出ていただきます。
- (2) 契約の締結後、契約期間の開始の前日までの間に契約を解除する場合は、契約期間の開始の日の属する月の利用料の利用区分を適用した利用料をお支払いいただくこととなります。

### 4 利用区分の変更

- (1) 利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月25日(以下、「変更契約期限」といいます。)までに、事業者と変更契約を締結していただきます。
- (2) (1)に関わらず、変更契約期限を経過した後、利用区分を超えて保育を必要とする場合においては、利用区分を超えて保育を必要とする日を契約日として事業者と変更契約を締結していただきます。  
なお、この場合においては、当該変更日(変更契約日)の属する月から変更後の利用区分の利用料が適用されます。

### 5 その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、開所時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) 契約の締結後、勤務先を退職した場合には、速やかに園にお知らせください。月の初日から末日まで1ヶ月以上就労しない場合には契約解除となります。
- (3) その他、利用条件が履行されない場合は、利用をお断りする場合があります。

■令和6年5月以降に**実施園・定員数の変更、新規で実施する園**があった場合について  
定員・受付期間等詳細が決定次第、区のホームページ等でご案内いたします。

ホームページ検索欄から見る  
～スマートフォン版～ 情報を探す  
～パソコン版～  
キーワードで探す ! 検索の注意  
33039 検索 33039 検索  
二次元コードから見る

■**空き情報の公開**について

定期利用保育の空き情報は、4月以降の**毎月中旬**に区のホームページに掲載します。

ホームページ検索欄から見る  
～スマートフォン版～ 情報を探す  
～パソコン版～  
キーワードで探す ! 検索の注意  
33040 検索 33040 検索  
二次元コードから見る

■**キャンセル待ち**について

定員に空きができた場合は、キャンセル待ちの順番により利用をご案内します。

■**制度**についてのお問い合わせ

世田谷区子ども・若者部保育課 保育育成支援担当  
電話: 03-5432-2320

※**保育の内容**については、**各実施保育園**の「問い合わせ先」までお問い合わせください